佐賀県剣道道場連盟規約

第1章　総　則

第1条　本連盟は佐賀県剣道道場連盟と称する。

第2条　本連盟の事務局(所在地)を事務局長宅に置く。

第2章　目的及び事業

第3条　日本伝統を尊重し道場相互の親睦を図り剣道の普及並びに青少年の健全な育成を以って目的とする。

第4条　本連盟は、前条の目的を達成するために左の事業を行う。
（1）　全日本剣道道場連盟との連絡
（2）　佐賀県剣道連盟との相互連絡と協力
（3）　剣道に関する調査・研究・指導・研修・広報
（4）　剣道大会・講習会・講演会の開催並びに後援
（5）　功労者の表彰及び慶弔
（6）　関係団体との連絡並びに協力
（7）　その他本連盟において必要と認めた事業

第3章　組織並びに資格

第5条　本連盟は、佐賀県内にある剣道道場及び剣道クラブ等を以って組織する。

第6条　本連盟への加入・休会・脱退・変更については、別紙様式第1号～第3号にて事務局長を経て会長に申し出て承認を得るものとする。但し休会は 2 年を限度とする。

2 項　会長は、役員の中から当道場連盟の代表として全日本剣道道場連盟・佐賀県剣道連盟の役員を委嘱する。

第7条　本道場連盟に加入する道場等は別に定める入会金と年度登録料を添えて申し込むものとする。

第4章　役　員

第8条　本連盟に次の役員を置く。

会　長　1 名	副 会 長　2 名
理 事 長　1 名	理　事 若干名
事務局長　1 名	事務局次長(広報担当) 1 名
会　計　1 名	監　事　2 名

その他の役員　名誉会長（随時 1 名）、最高顧問（随時 1 名）、顧問（若干名）、相談役（若干名）

第9条　本連盟の役員の任期は、2 ヵ年とし西暦の奇数年に改選する。
但し再選を妨げない。
役員の任務が終わった際、前任役員は，後任役員の就任するまでその業務を行うものとする。
補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 10 条 会長・副会長・理事・監事は、総会に於いて承認する。
理事は各地区、小・中学代表及び会長が委嘱した者とする。

理事長は理事の互選により会長が任命する。
常任理事は理事の中より会長が委嘱する。

第 11 条 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
理事長は理事会を代表し、かつ会長の命を受けて会務を施行する。
理事は委員会および部を構成し、会務を施行する。
常任理事は会長の諮問に応じて意見を述べる事ができる。

第12条 本連盟に名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役若干名を置くことが出来る。
名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役は会長が委嘱する。
名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役は会長の諮問に応じ本連盟の各種会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第13条 事務局長・事務局次長及び会計は会長が委嘱し事務・広報及び出納を処理する。
監事は理事会の推薦を受けた者に委嘱し会務及び会計を監査し総会に報告する。

第5章 総 会

第14 条 総会は、これを定時総会と臨時総会とする。
定時総会は毎年1回、2月に会長が召集する。
臨時総会は必要に応じて会長が召集する。

第15 条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者とし、議事録署名人を選任する。

第16 条 規約の変更は、総会の議決を経なければならない。

第17 条 次の事項は総会の承認を得るものとする。
1. 事業の計画と報告
2. 収支の予算及び決算
3. その他総会の承認を経るものと定められた事項

第18 条 総会は、3分の1以上の会員が出席しその議事は、出席会員の過半数によって決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。
本連盟の規約の変更は、総会において出席理事の3分の2以上及び会員2分の1以上の同意を得なければならない。

第 19 条 理事会・常任理事会は必要に応じ会長及び理事長がこれを召集し、議長は会長又は理事長がこれにあたる。

第 6 章 会 計

第20 条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第21条 本連盟の経費は、次に掲げる収入により支弁する。なお、役員等の諸手当については別に定めた内規に基づき支弁する。
1. 会費
2. 寄付金
3. ワッペン収支
4. 大会経費

5. その他の収入

第22条　本連盟の予算は、毎会計年度開始前に理事会がこれを編成し総会の承認を得るものとする。決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を経て総会に提出してその承認を得るものとする。
又、大会経費（道場少年剣道大会・学年別大会など）及びワッペン経費も監事の監査を経て総会に提出しその承認を得るものとする。

第７章　慶弔及び派遣費

第２３条　会員道場の代表者又は本会役員への慶弔などは以下の通りとする。

（弔　慰）

・会員道場の代表者が死亡した場合は担当理事が弔問し弔電と弔慰金 10,000 円又は弔電と花輪を贈る。
・会員道場の元・前代表者が死亡した場合は、現道場主が事務局に連絡を入れる。連絡を受けた事務局は弔電を贈る。
・本会役員が死亡した場合は会長が弔問し弔電と弔慰費 15,000 円又は弔電と花輪を贈る。

（慶　賀）

第２４条　会員又は本会役員が本会に関する事柄又は他の事由によって本連盟の名声をたからしめた時は祝賀の意を表す。

（研修派遣）

第 25 条　県、又は九州を代表して全日本剣道道場連盟が主催する以下の行事に参加をする場合は研修派遣費を支払う

全日本剣道道場連盟が主催する行事	研修派遣費
・全国選抜少年剣道合宿（3 泊 4 日）	5,000 円/人
・指導者研修（2 泊 3 日）	20,000 円/人
・全国道場少年剣道大会視察研修	実費+10,000 円
・剣道少年団体験発表（作文）	5,000 円/人

※ 但し指導者研修に出席したものは 2 ヶ月以内に伝達講習を行うこととし、全国道場少年剣道大会視察研修に出席した場合は 1 ヶ月以内に報告書を会長に提出する。

（適　用）

第 26 条　この章の規定は各理事から会長に文書をもって報告があった場合に適用する。その他理事会で別途議決したものはその事項で運用する。

第８章　　細　　則

第 23 条　細部の施行に関する必要事項は、細則として別に定める。

附則

創設　昭和 37 年 5 月 4 日
この規約は平成 5 年 2 月 27 日改正
1. 平成 18 年 2 月 28 日改正
2. 平成 19 年 7 月 1 日改正

3. 平成 21 年 2 月 28 日改正
4. 平成 23 年 2 月 28 日改正
5. 平成 25 年 2 月 28 日改正
6. 平成 27 年 2 月 11 日改正
7. 平成 27 年 5 月 20 日改正
8. 平成 28 年 2 月 27 日改正
9. 平成 31 年 2 月 16 日改正
10. 令和 2 年 2 月 9 日改正
11. 令和 4 年 2 月 13 日改正
12. 令和 5 年 2 月 12 日改正